

【生活環境項目の排水基準】 <上乘せ>

水質汚濁防止法第3条3項に基づき排水基準を定める条例に基づく生活環境に係る項目の上乗せ排水基準

適用区域（一日の平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場の上乗せ排水基準適用区域）

区 域	範 囲
有明海及び八代海水域	<p>熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市（浄南町、南町、太田町、南新町、東町、港町、栄町、諏訪町、中央新町、古川町、川原町、東浜町、船之尾町、川原新町、山の手町、本渡町、大浜町、城下町、小松原町、浜崎町、今釜町、今釜新町、北浜町、北原町、丸尾町、中村町、八幡町、亀場町、榎宇土町、志柿町、瀬戸町、下浦町、楠浦町、本町、佐伊津町、旭町、宮地岳町、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町（大字御領及び大字鬼池（字小河内、字杉ノ迫、字歌ノ迫、字山ノ迫、字眞五郎、字蓑ノ尾、字沖ノ丸、字仁田丸、字代々迫、字平野、字クズ淵、字南平、字桐ノ木平、字梅ノ木通、字船ノ河内、字水無、字タブノキ迫、字柳原、字古開、字古道、字上葛籠河内、字下葛籠河内、字田ノ迫、字松原、字鳥越及び字番山を除く。）に限る。）、河浦町大字宮野河内（字桂山、字市ノ渡、字大曲、字柳迫、字亀岩、字城戸、字立石及び字鞍置を除く。）、牛深町岡東区、久玉町（内の原区を除く。）及び深海町に限る。）、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市（一の宮町（手野字北山及び三野字白木山に限る。）及び波野を除く。）、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡高森町（大字高森、大字上色見及び大字色見に限る。）、同郡南阿蘇村、同郡西原村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町（長崎、馬見原、滝上、大野（字宮ノ後に限る。）、柳井原（字長迫、字宮ノ後及び字三津目に限る。）、塩原（字ウツボギに限る。）、菅尾（字前及び字南園を除く。）、塩出迫（字牛ヶ山、字巻山、字瀬ノ口、字下牧野、字上牧野、字芹原及び字高原を除く。）、米迫、今、八木、柏、二瀬本、花上、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾（字中原、字永松、字芳谷、字十ヶ谷、字後迫、字塔ノ上、字上ノ山、字上ノ原、字迫尻、字水谷、字蚊久保、字石割迫、字屏風切、字新黒谷、字東谷、字中尾、字岩ノ上、字道別、字橋場、字赤岩、字西平、字東平、字下尾刎、字山造、字坂下、字中小屋、字境谷、字長須、字高見、字高尾、字高山及び字ツラツキを除く。）及び二津留を除く。）、八代郡、葦北郡、球磨郡錦町（国有林宮崎森林管理署えびの森林管理センター四四林班から四六林班までを除く。）、同郡あさぎり町（大字皆越字八ノ峯、国有林宮崎森林管理署西諸事務所一四林班及び一五林班並びに同森林管理署えびの森林管理センター四七林班から五〇林班までを除く。）、同郡多良木町（大字槻木を除く。）、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村及び同郡球磨村の区域に属する公共用水域</p>

上乘せ排水基準適用区域図（概略図）

